

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主各位への利益還元を行うことを重点課題としております。配当の基本方針については、次頁の（ご参考）に記載のとおりです。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の経営環境等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金150円 総額13,252,739,550円

なお、中間配当金として150円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり300円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月21日

(ご参考)

■ 配当の基本方針

当社は、株主各位への利益還元を行うことを重点課題としております。

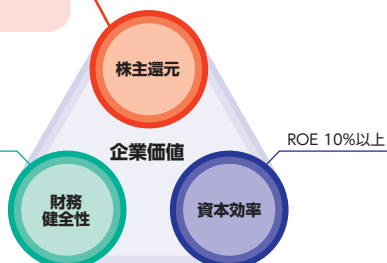
第7次連結中期経営計画では株主還元、財務健全性、資本効率のいずれも欠けることなく、三位一体で実行していくことで企業価値の最大化を目指してまいります。第7次連結中期経営計画期間中の株主還元方針につきましては、資本政策を三位一体で実現していくなかで、最大限拡大していきたいと考えており、総還元性向は在庫影響を除く純利益に対して60%以上（3ヵ年累計）、配当は1株当たり300円を下限とした安定的な配当を実施してまいります。

なお、財務健全性が目標値に到達した場合、原則として追加の還元を実施いたします。追加還元の実施のタイミングは中計3ヵ年のなかで判断してまいります。

- 総還元性向 **60%**以上*
- 配当 **300**円/株（下限300円以上）

※ 財務健全性目標達成時に
追加還元実施

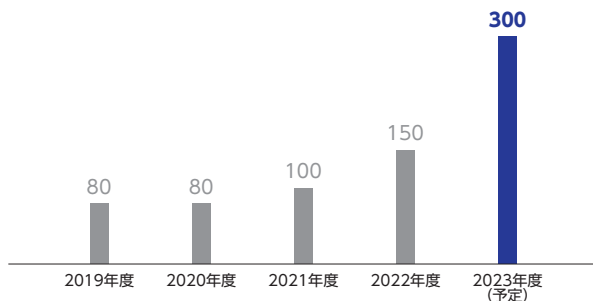
ネットD/Eレシオ 1.0倍
(自己資本6,000億円以上)



経営目標

総還元性向 (在庫影響除き)	60% 以上 (3ヵ年累計)
配当	300 円/株 (下限300円以上)
ネットD/Eレシオ	1.0 倍 (自己資本6,000億円以上)
ROE	10% 以上

1株当たり年間配当金(円)



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、追加するものであります。
- (2) 当社グループの経営効率向上および新たな働き方改革への対応のため、本店を移転することといたしました。これに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都港区から東京都中央区に変更するものであります。なお、現行定款第3条の変更につきましては、2025年に開催予定の第10回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとして、その旨の附則を設けるとともに、その効力発生日経過後に当該附則を削除するものとします。
- (3) 当社の経営体制に合わせて機動的な取締役会の運営を図るため、現行定款第23条（取締役会）につきまして、必要な変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第2条 (目的) 当社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の経営管理およびこれに付帯する業務を行うことを目的とする。 (1)～(2) (記載省略) (3)石炭、天然ガスその他石油代替エネルギーの開発、採掘、製造、加工、貯蔵、売買および輸出入 (4)～(15) (記載省略) (新 設) (16)～(24) (記載省略) 第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都港区に置く。 第23条 (取締役会) 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当社の重要な業務の執行を決定する。 2. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。 3. <u>取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、取締役社長がこれに当たり、取締役社長が欠員のときまたは事故があるときは、</u>取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 (新 設) (新 設)	第2条 (目的) 当社は、次に掲げる事業を営むことを目的とする会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の経営管理およびこれに付帯する業務を行うことを目的とする。 (1)～(2) (現行通り) (3)石炭、天然ガス、<u>その他再生可能エネルギーを含む石油代替エネルギーおよび鉱物資源ならびにその副産物の</u>開発、採掘、製造、加工、貯蔵、売買および輸出入 (4)～(15) (現行通り) <u>(16)発電装置、蓄電装置その他のエネルギー関連機器の</u>開発、製造および販売 (17)～(25) (現行通り) 第3条 (本店の所在地) 当社は、本店を東京都中央区に置く。 第23条 (取締役会) 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当社の重要な業務の執行を決定する。 2. 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会において予め定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 3. 前項において定めた取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 附 則 <u>第1条 (効力発生)</u> <u>第3条 (本店の所在地) の変更は、2025年に開催予定の第10回定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずる。なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除する。</u>

第3号議案

取締役（監査等委員である者を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため2名を増員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会から、本議案につきましては4名の独立社外取締役を含む指名・報酬委員会での審議を経て取締役会において決定されており、候補者およびその選任プロセスは適切であると報告を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位・担当			
1	桐山 浩	代表取締役会長	再 任		
2	山田 茂	代表取締役社長社長執行役員	再 任		
3	竹田 純子	取締役常務執行役員 人事部、関連事業統括部、 サステナビリティ推進部担当	再 任		
4	松岡 泰助	常務執行役員 経営企画部、財務部、電力事業統括部、 新エネルギー事業統括部担当	新 任		
5	岩根 茂樹		新 任	(非執行)	
6	井上 龍子	社外取締役	再 任	社 外	独 立
7	栗田 卓也	社外取締役	再 任	社 外	独 立
8	鈴木 貴子		新 任	社 外	独 立

1

きりやま ひろし
桐山 浩

再任

1955年6月20日生

所有する当社の株式の数 63,171株 取締役会への出席状況 14回中14回

略歴および地位

1979年 4月 大協石油株式会社入社
 2013年 6月 コスモ石油株式会社取締役常務執行役員
 2015年10月 当社取締役専務執行役員
 2016年 6月 当社代表取締役副社長執行役員
 2017年 6月 当社代表取締役社長社長執行役員
 2023年 4月 当社代表取締役会長（現職）

重要な兼職の状況

なし



選任理由

桐山 浩氏は、需給および経営企画部門での経験が長く国内外様々なアライアンスの意思決定に携わるなど、会社経営全般に豊富な知識と経験を有しています。また、2017年6月～2023年3月に於いては代表取締役社長として当社グループ経営の舵取りを担い、化石燃料の安定供給を果たしながら、将来的には環境負荷の少ない再生可能エネルギーへの移行に向けて取り組むなど多くの成果を挙げてきました。2023年4月からは代表取締役会長として取締役会の議長を務めており、これらの実績とリーダーシップを踏まえ、同氏を引き続き取締役として推薦するものです。

2

やま だ しげる
山田 茂

再任

1965年11月7日生

所有する当社の株式の数 18,600株 取締役会への出席状況 14回中14回

略歴および地位

1988年 4月 コスモ石油株式会社入社
 2015年 6月 同社供給部長
 2018年 4月 当社執行役員経営企画部長
 2020年 4月 当社常務執行役員
 2020年 6月 当社取締役常務執行役員
 2023年 4月 当社代表取締役社長社長執行役員（現職）

重要な兼職の状況

なし



選任理由

山田 茂氏は、主に販売・需給・企画の各部門を経験し、当社グループの事業領域全般に亘り豊富な知見を有しております。2018年からは執行役員経営企画部長に、2020年からは取締役常務執行役員に就任し、第7次連結中期経営計画の策定、グループ経営の推進、資本業務提携関連の統括、新規事業案件の立案など確実に成果を挙げてきました。2023年4月からは代表取締役社長として当社グループを牽引しており、成果を挙げております。これらの実績を踏まえ、同氏を引き続き取締役として推薦するものです。

3

たけだ じゅんこ

竹田 純子

再任

1967年5月1日生

所有する当社の株式の数 14,100株 取締役会への出席状況 14回中14回

略歴および地位

1990年 4月 コスモ石油株式会社入社
 2015年10月 同社人事総務部長
 2017年 4月 同社企画管理部長
 2019年 4月 同社取締役執行役員
 2020年 4月 当社執行役員人事部長
 2022年 4月 当社常務執行役員
 2022年 6月 当社取締役常務執行役員（現職）

担当

人事部
 関連事業統括部
 サステナビリティ推進部

重要な兼職の状況

なし



選任理由

竹田純子氏は、販売・企画・人事部門等を経験した後、2019年からはコスモ石油株式会社取締役執行役員企画・人事担当として精製事業の経営を指揮し、精製事業効率化の促進や生産性の向上に寄与してきました。2020年からは当社の執行役員人事部長として、働き方改革、多様性の促進およびグループ人事の推進を行い、着実な成果を挙げてきました。2022年からは取締役常務執行役員として、人事部・法務総務部・関連事業統括部を管掌し、第7次中計の策定、人権方針・人材活用方針の策定など確実に成果を挙げ、現在は各部門に於いてその中計を着実に遂行しております。これらの実績を踏まえ、同氏を引き続き取締役として推薦するものです。

4

まつおか たいすけ

松岡 泰助

新任

1969年10月8日生

所有する当社の株式の数 720株

略歴および地位

1993年 4月 コスモ石油株式会社入社
 2018年 4月 同社供給部長
 2021年 4月 同社取締役執行役員
 2023年 4月 当社常務執行役員（現職）

担当

経営企画部
 財務部
 電力事業統括部
 新エネルギー事業統括部

重要な兼職の状況

なし



選任理由

松岡泰助氏は、販売・需給・企画部門に長く在籍し、コスモグループの事業領域全般に亘り豊富な知見を有しております。2018年からはコスモ石油株式会社供給部長としてグループの需給政策の立案や最適な需給バランスに寄与し、2021年からは同社取締役執行役員として該社を統括し実績を挙げております。2023年からは当社の常務執行役員として経営企画部並びに電力・新エネルギー部を担当し、中計の遂行に加えて、脱炭素に向けた更なる取り組みを検討するなど実績を挙げております。これらを踏まえて、同氏を取締役として推薦するものです。

5

いわね しげき
岩根 茂樹

新任

(非執行)

1953年5月27日生

所有する当社の株式の数 0株



略歴および地位

1976年 4月 関西電力株式会社入社
 2007年 6月 同社執行役員企画室長
 2010年 6月 同社常務取締役
 2012年 4月 同社代表取締役副社長
 2013年 6月 同社代表取締役副社長執行役員
 2016年 6月 同社代表取締役社長
 田辺三菱製薬株式会社社外取締役
 2019年 5月 電気事業連合会会長
 2019年 6月 テレビ大阪株式会社社外取締役
 2021年 6月 ユアサM&B株式会社上席顧問（現職）
 2023年12月 岩谷産業株式会社顧問（現職）

重要な兼職の状況

ユアサM&B株式会社 上席顧問
 岩谷産業株式会社 顧問

選任理由

岩根茂樹氏は、1976年に関西電力株式会社に入社後、2016年に同社代表取締役社長に就任されました。同社社長在任時には、電力小売事業自由化への対応や、経営効率化を推進するなど、電力市場や制度への造詣が深く、当社が中期経営計画で目指すグリーン電力サプライチェーン強化に寄与いただけるものと考えております。また、電力分野以外でも、情報通信事業や不動産事業、ガス事業など多角化経営を成功させるなど、当社の属する業界にとらわれない幅広い知見から当社のグループ経営にも適切な意見をいただけるものと判断しております。なお、同氏は、岩谷産業株式会社より推薦があり、当社取締役会での審議を経て、当社の業務を執行しない取締役として推薦するものです。

6

いのうえ りゅうこ

井上 龍子

再任

社外

独立

1957年1月8日生

所有する当社の株式の数 200株 取締役会への出席状況 14回中14回



略歴および地位

1981年 4月 農林水産省入省
2003年 1月 在イタリア日本国大使館公使（国連食糧農業機関・国連世界食糧計画に対する常駐日本政府代表）
2016年 4月 同省農林水産技術会議事務局研究総務官
2017年 7月 同省退官
2017年11月 弁護士登録
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 オブ・カウンセラー（現職）
2019年 6月 日鉄物産株式会社社外取締役
2021年 6月 当社社外取締役（現職）
2023年 6月 NSユナイテッド海運株式会社社外取締役（現職）

重要な兼職の状況

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 オブ・カウンセラー
NSユナイテッド海運株式会社社外取締役

選任理由 および 期待される 役割の概要

井上龍子氏は、1981年に農林水産省入省後、2003年にFAO（国連食糧農業機関）・WFP（国連世界食糧計画）に対する常駐日本政府代表に就任し、世界経済の成長へ寄与されました。現在は渥美坂井法律事務所・外国法共同事業の弁護士であると共に、NSユナイテッド海運株式会社の社外取締役や中央労働委員会の委員としても活躍されています。農林水産省でのご経験や現役の弁護士や他社の社外取締役としての豊富な知見に加えて、当社では指名・報酬委員会の委員として後継者計画や業績連動役員報酬の更なる高度化を図ると共に、2023年は当社独立委員会の委員としても活躍いただいたことから、同氏を引き続き独立社外取締役として推薦するものです。



くりたたくや
栗田 卓也

再任

社外

独立

1961年8月31日生

所有する当社の株式の数 200株 取締役会への出席状況 14回中14回



略歴および地位

1984年 4月 建設省（現 国土交通省）入省
2007年 9月 内閣官房内閣参事官（内閣総理大臣官邸参事官室）
2009年 7月 国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課長
2011年 7月 東日本大震災復興対策本部事務局参事官
2012年 2月 復興庁統括官付参事官（企画班）
2013年 8月 国土交通省人事課長
2015年 7月 同省都市局長
2018年 7月 同省総合政策局長
2020年 7月 同省国土交通事務次官
2021年 7月 同省国土交通事務次官退任
2021年10月 三井住友信託銀行株式会社顧問（現職）
2022年 6月 当社社外取締役（現職）

重要な兼職の状況

三井住友信託銀行株式会社顧問

選任理由 および 期待される 役割の概要

栗田卓也氏は、1984年に建設省（現国土交通省）入省後、2009年に同省都市・地域整備局まちづくり推進課長に就任し、都市開発を通して日本経済の発展に寄与されました。2011年からは、東日本大震災復興対策本部事務局参事官として復興政策を指揮し、2020年には国土交通省事務次官に就任されました。2021年に同省退官後、三井住友信託銀行株式会社の顧問や東京大学の特任教授に就任され、現在に至っております。同氏の国土交通省でのご経験や現在の顧問としての当社の属する業界にとらわれない幅広い知見に加えて、当社では指名・報酬委員会の委員として後継者計画や業績連動役員報酬の更なる高度化を図ると共に、2023年は当社独立委員会の委員としても活躍いただいたことから、同氏を引き続き独立社外取締役として推薦するものです。

8

すずき たかこ

鈴木 貴子

新任

社外

独立

1962年3月5日生

所有する当社の株式の数 0株



略歴および地位

1984年 4月 日産自動車株式会社入社
 2001年 8月 LVJグループ株式会社（現ルイ・ヴィトン・ジャパン株式会社）入社
 2009年 4月 株式会社シャルダン代表取締役
 2010年 1月 エステー株式会社入社
 2013年 4月 同社取締役兼代表執行役社長
 2013年 5月 株式会社シャルダン取締役（現職）
 2020年 3月 トラスコ中山株式会社社外取締役（現職）
 2021年 6月 エステー株式会社 取締役会議長兼代表執行役社長
 2022年 9月 株式会社キングジム社外取締役（現職）
 2023年 6月 エステー株式会社会長（現職）

重要な兼職の状況

エステー株式会社会長
 株式会社シャルダン取締役
 トラスコ中山株式会社社外取締役
 株式会社キングジム社外取締役

選任理由
および
期待される
役割の概要

鈴木貴子氏は、1984年に日産自動車株式会社に入社。2001年にルイ・ヴィトングループなど複数の企業で女性をターゲットとした商品のPRやマーケティングを行い、その知見を活かしてデザインなどのコンサル会社を設立して活躍されました。2010年にはエステー株式会社に入社、デザイン革命でヒット商品を数多く生み出し、2013年には同社の代表執行役社長に就任されました。2023年には同社の会長に就任しており、トラスコ中山株式会社や株式会社キングジムでの社外取締役経験なども含めて、当社の属する業界にとらわれない幅広い知見から職務を適切に遂行いただけるものと判断し、独立社外取締役として推薦するものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 井上龍子氏、栗田卓也氏および鈴木貴子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 井上龍子氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 栗田卓也氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
5. 当社は、井上龍子氏および栗田卓也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、岩根茂樹氏および鈴木貴子氏の選任が承認された場合には、両氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、すべての取締役との間で、会社法第430条の2第1項に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する契約を締結しています。本議案が承認可決された場合には、以上の各再任候補者との間で当該補償契約を継続するとともに、新たに岩根茂樹氏および鈴木貴子氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、交付書面省略事項4頁に記載のとおりです。取締役（監査等委員である者を除く。）候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、井上龍子氏および栗田卓也氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。なお、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、鈴木貴子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員とする予定であります。

第4号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役水井利行氏は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の充実を図るため1名を増員し、監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1

う え ま つ た か ゆ き
植松 孝之

新 任

1962年12月13日生

所有する当社の株式の数 29,400株

取締役会への出席状況 14回中14回



略歴および地位

1992年11月 コスモ石油株式会社入社
2015年 6月 同社財務部長
2015年10月 当社財務部長
2016年 6月 当社執行役員財務部長
2018年 4月 当社常務執行役員
2018年 6月 当社取締役常務執行役員
2020年 6月 当社代表取締役常務執行役員
2021年 4月 当社代表取締役専務執行役員
2024年 4月 当社取締役（現職）

重要な兼職の状況

なし

選任理由

植松孝之氏は、外資系金融機関を経て当社に入社し、その後その専門性を発揮しほぼ一貫して財務部門に在籍してきました。2018年からは取締役常務執行役員、2021年からは代表取締役専務執行役員に就任し、2022年からはサステナビリティ推進部、財務部、経理部を管掌し、サステナブル経営を確実に推進し、カーボンネットゼロの実現に向けリーダーシップを発揮してきました。コスモグループを様々な角度から熟知しており、取締役常勤監査等委員として当社の経営監督を適切にいただけるものと判断し、同氏を監査等委員である取締役として推薦するものです。

2

くりやま としひろ

栗山 年弘

新任

社外

独立

1957年4月25日生

所有する当社の株式の数 0株



略歴および地位

1980年 4月 アルプス電気株式会社（現アルプスアルパイン株式会社）入社
2004年 6月 同社取締役兼磁気デバイス事業部長
2007年 4月 同社取締役兼事業開発本部長
2009年 4月 同社取締役兼技術本部長兼技術・品質担当
2011年 6月 同社常務取締役
2012年 6月 同社代表取締役社長
2019年 1月 同社代表取締役社長執行役員
2023年 6月 同社代表取締役会長（現職）

重要な兼職の状況

アルプスアルパイン株式会社代表取締役会長

選任理由 および 期待される 役割の概要

栗山年弘氏は、1980年にアルプス電気株式会社（現アルプスアルパイン株式会社）に入社後、事業開発本部長や技術本部長などを経て、2012年に同社代表取締役社長に就任されました。同社は自動車の車載情報機器の開発・販売などモビリティ産業には欠かせない事業を国内外で幅広く手掛けており、11年間に亘って社長として同社を牽引されました。事業の拡大のみならず、あるべきガバナンス体制の構築や脱炭素に向けた取り組みなど、企業に求められる様々な体制構築をされてきました。2023年に代表取締役会長に就任され、これらの知見を含めて経営の監督をしていただけのもので、同氏を監査等委員である独立社外取締役として推薦するものです。

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 栗山年弘氏は、社外取締役候補者であります。

3. 栗山年弘氏が選任された場合は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

4. 当社は、すべての取締役との間で、会社法第430条の2第1項に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する契約を締結しています。本議案が承認可決された場合には、植松孝之氏との間で当該補償契約を継続するとともに、新たに栗山年弘氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、交付書面省略事項4頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されまると、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

6. 栗山年弘氏が当社の監査等委員である社外取締役に選任された場合には、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である若尾英之氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者若尾英之氏は、社外取締役以外の監査等委員である取締役の補欠として、選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力は、補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任する前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

わか お ひでゆき
若尾 英之

所有する当社の株式の数 524株

1970年5月8日生

略歴および地位

1993年 4月 コスモ石油株式会社入社
2018年 4月 当社経理部長
2021年 4月 当社監査室長
2023年 4月 当社執行役員監査室長（現職）

重要な兼職の状況

なし



選任理由

若尾英之氏は、入社以来ほぼ一貫して経理部門を歩み、2018年からは経理部長として、当社グループの経理・財務の深い業務知識と豊富な経験により監査法人との関係を適切かつ良好に保ち当社グループ運営に貢献してきました。2021年からは監査室長として、財務状況や業務状況の調査を適切に行い、業務の効率化や不正を抑制し、同社経営に寄与してきました。これらの実績を踏まえ、同氏を引き続き補欠の監査等委員である取締役として推薦するものです。

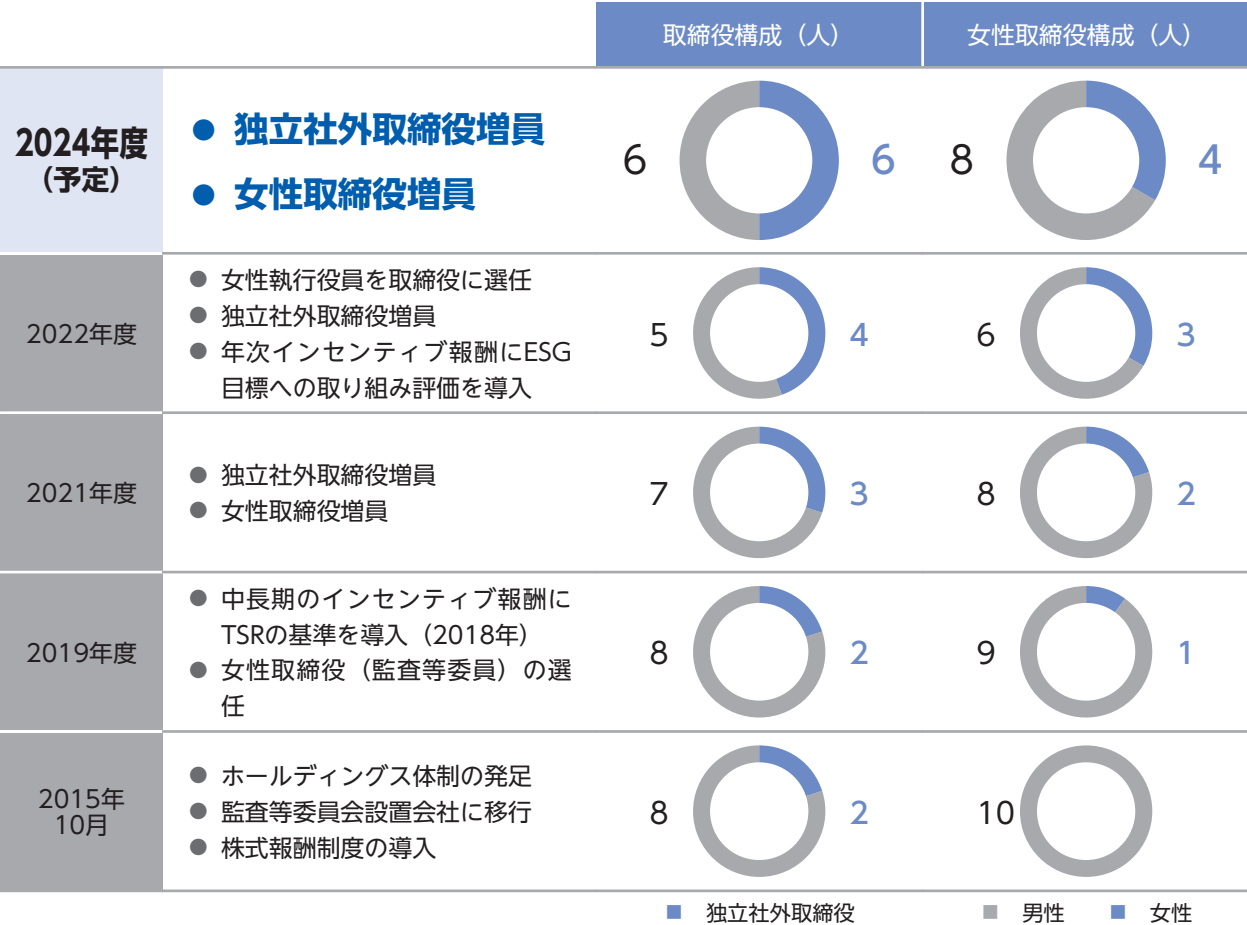
- (注) 1. 若尾英之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、すべての取締役との間で、会社法第430条の2第1項に基づき、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する契約を締結しています。若尾英之氏の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合は、当該補償契約を新たに若尾英之氏との間で締結する予定です。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、交付書面省略事項4頁に記載のとおりです。若尾英之氏の選任が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

■ 経営基盤の変革

取締役会の実効性強化の変遷

機関投資家の皆様との対話を踏まえ、独立社外取締役および女性取締役を増員することといたしました。今後も取締役会の実効性を強化し、持続的な企業価値の向上を図ってまいります。



■ スキルマトリックス（予定）

第3号議案から第4号議案が原案どおり承認可決した場合における取締役および執行役員が保有する経験・知識・専門性等は、次のとおりであります。

		保有する経験・知識・専門性等（より深い専門性を有するスキルには◎）									
		企業経営	石油事業 (Oil)	石油以外 (New) (RE事業/ 新規事業)	サステナ ビリティ (ESG) ／リスク 管理	人事／ 人材開発 ／ダイバ シティ	DX／ テクノ ロジー	広報／IR ／ブラン ドマーケ ティング	財務／ 会計／ 税務	法務／ コンプラ イアンス	国際性
取締役	桐山 浩 (代表取締役)	○	○	○	○			○			
	山田 茂 (代表取締役)	○	○	○				○			
	竹田 純子 (取締役)		○			◎				○	
	松岡 泰助 (取締役)		○	○				○			
	岩根 茂樹 (取締役)	○		○							
	井上 龍子 (社外取締役)				○	○				○	○
	栗田 卓也 (社外取締役)			○		○	◎				
	鈴木 貴子 (社外取締役)	○		○	○			◎			
	植松 孝之 (取締役監査等委員・常勤)	○			○			○	◎		
	高山 靖子 (社外取締役監査等委員)				◎	○		○		○	
	浅井 恵一 (社外取締役監査等委員)	○	○	○							○
	栗山 年弘 (社外取締役監査等委員)	○		○	○		◎				
執行役員	ルゾンカ 典子 (常務執行役員)					○	◎	○			◎
	岩井 智樹 (常務執行役員)		○						◎		
	佐藤 嘉彦 (常務執行役員)		○								○
	若尾 英之 (執行役員)		○						◎	○	
		7	8	8	6	5	3	7	3	4	4

当社は、第7次連結中期経営計画に基づき、取締役および執行役員に必要なスキルを次のとおり定義しております。

取締役だけでなく、執行役員のスキルマトリックスも定義することで、執行役員も含めた役員が一体となって第7次連結中期経営計画を推進していく体制としております。

スキル項目	スキル項目の定義
企業経営	事業会社でのCEO等の業務執行の経験があり、経営戦略に基づいて組織を率いる能力を有する
石油事業（Oil）	石油事業に関し専門的知識を有し、企業価値を向上させる能力を有する
石油以外（New） （RE事業／新規事業）	再生可能エネルギー事業や新規事業のプロジェクトに携わり、新たなビジネスモデルと収益力を総合的に判断する能力を有する
サステナビリティ（ESG）／ リスク管理	持続可能な成長を実現する為に、サステナビリティやESGの視点からサステナブル経営を遂行する能力を有する
人事／人材開発／ ダイバーシティ	戦略的人事を遂行する為の知識と経験があり、人事、労務およびダイバーシティの視点から経営戦略を立案する能力を有する
DX／テクノロジー	デジタルを含めた科学技術に関する知識と経験があり、それらのデータ等を経営戦略に活用することで、ビジネスや企業文化を変革する能力を有する
広報／IR／ ブランドマーケティング	戦略的に広報活動を展開し、統合的な判断および意思決定を行うことができ、企業価値向上を先導・創造する能力を有する
財務／会計／税務	財務、会計戦略を立案する為に必要な財務、会計および税務の専門的知識があり、グループの資金調達や決算業務を適切に遂行する能力を有する
法務／コンプライアンス	企業法務およびコンプライアンスに関する専門的知識を有し、企業が健全な経営を行えるよう監督する能力を有する
国際性	海外でのビジネス経験があり、異なる文化的な視点や慣行等を理解し、グローバルな視点から経営判断できる能力を有する

第6号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の額改定の件

当社の役員報酬は、定額報酬である基本報酬および連結業績指標と連動するインセンティブ報酬で構成されております。インセンティブ報酬は各事業年度の連結事業指標などに連動する年次インセンティブ報酬(以下、「賞与」という)および対象期間を通じた業績達成度などに連動する長期インセンティブ報酬（以下、「株式報酬」という）で構成されております。

当社の取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額につきましては2018年6月21日の第3回定時株主総会にて、年額6億円以内(うち社外取締役5千万円以内)と定められておりますが、本総会終結後の当社の取締役の報酬等の額につきましては、ガバナンス体制の更なる強化を目的に独立社外取締役の増員予定に加えて、国内外のインフレや賃上げなどの事情、更なる業績連動報酬拡大の可能性などを考慮しました結果、取締役の報酬等のうち基本報酬と賞与を合わせた金銭報酬を年額10億円以内(うち社外取締役2億円以内)とさせていただき、競合他社と比較して見劣りのしない報酬を支払うことが可能な上限額を定めたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしたいと存じます。また、社外取締役の報酬等は、定額報酬である基本報酬のみの制度としております。加えて、役員報酬ガバナンスを更に高める目的で、本年度中に取締役会にてマルス・クローバック条項（報酬の返還条項）を導入すべく、現在検討中であることを参考情報として補足致します。

本議案は事業報告49頁から53頁に記載してある当社の報酬制度に則った内容となっており、4名の独立社外取締役を含む指名・報酬委員会並びに2名の独立社外取締役を含む監査等委員会での審議を経た上で取締役会において決定されており、その内容は相当であると判断しております。

現在の取締役は、6名（うち社外取締役2名）であり、第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の金銭報酬の額につきましては2016年6月21日の第1回定時株主総会にて、年額9千万円以内と定められておりますが、ガバナンス体制の更なる強化を目的に監査等委員である独立社外取締役の増員予定に加えて、国内外のインフレや賃上げを考慮した結果、金銭報酬を年額2億円以内とさせていただき、競合他社と比較して見劣りのしない報酬を支払うことが可能な上限額を定めたいと存じます。

監査等委員である取締役の報酬等は、定額報酬である基本報酬のみの制度としておりますので、賞与および株式報酬は支給しません。

本議案は事業報告49頁から53頁に記載してある当社の報酬制度に則った内容となっており、4名の独立社外取締役を含む指名・報酬委員会での審議を経た上で取締役会において決定されており、その内容は相当であると判断しております。

現在の監査等委員である取締役は3名（うち独立社外取締役2名）であり、第4号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は4名（うち独立社外取締役3名）となります。

第8号議案

取締役等に対する業績連動型株式報酬等に係る報酬枠改定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社は、2018年6月21日の第3回定時株主総会において、当社の全社戦略における財務・非財務の目標達成と、株主の皆様との持続的な利害共有を着実に深め長期の企業価値向上へのコミットを意識付けることを目的として、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除き、以下「取締役」という。）および執行役員（国内非居住者を除き、以下「執行役員」という。）（以下、併せて「取締役等」という。）を対象として、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う株式報酬制度（以下「本制度」という。）を株主の皆様のご承認をいただき導入し、現在に至っております。将来における外部人材登用や業績連動報酬の更なる拡大などの可能性に加えて、国内外のインフレや賃上げなどの事情に対応するために拠出金額の上限額を変更することについてご承認をお願いするものであります。

本議案は、本総会において第6号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役の報酬限度額（年額10億円以内。）とは別枠で、ご承認をお願いするものであります。

なお、第3号議案「取締役（監査等委員である者を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと本制度の対象となる取締役は4名となります。

また、上記のとおり、本制度は、執行役員も対象としており（現時点で対象会社の取締役を兼務しない執行役員は4名）、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が本信託（下記2.(2)に定義される。）の対象期間中に取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役の報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

なお、本制度は引き続き、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、当社における取締役の報酬等の内容の決定に関する事項の内容に係る決定方針の内容との関係においても、報酬額の算定の基準、取締役報酬全体に対して占める割合の水準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容といえること、当社の業況その他諸般の事情を総合的に考慮した上で決定されたものであり、相当であると判断しております。なお、監査等委員会から、本議案につきましては4名の独立社外取締役を含む指名・報酬委員会での審議を経て取締役会において決定されており、適切であると報告を受けております。

2. 本制度における報酬等の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が毎年設定する信託を通じて取得され、取締役等に当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付および給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は下記(2)以降のとおり。）

① 本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除く。） ・当社の執行役員（国内非居住者を除く。）
② 当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	・各本信託について3事業年度を対象期間として、対象期間ごとに合計10億円
③ 取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の上限（下記(3)のとおり。）	・取締役等に各本信託について付与されるポイント数の上限は、3事業年度を対象期間として、対象期間ごとに70万ポイント（700,000株相当）
④ 当社株式の取得方法（下記(2)のとおり。）	・取締役等に各本信託について対象期間ごとに付与されるポイントの上限に相当する株式数の当社発行済株式総数（2024年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.8% ・当社株式は株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない
⑤ 業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	・対象期間に対応するTSRの対TOPIX成長率、連結ネットD/Eレシオ等に応じて、0～200%の範囲で変動
⑥ 当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）	・原則として、3事業年度経過後

（2）当社が拠出する金員の上限

本制度において、当社は、毎年、連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とするインセンティブプランとして、対象期間（当初の対象期間は2025年3月31日で終了する事業年度から2027年3月31日で終了する事業年度とする。）ごとに10億円を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間約3年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（新たな信託の設定に代えて、既存の信託の変更および必要に応じて追加信託を行うことにより、当該信託を継続利用することを含む。以下同じ。）します。すなわち、本信託が継続される限り、最大で3個の信託が併存することになります。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、既存の信託の変更および必要に応じて追加信託を行うことによ

り、本信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、延長された信託期間に対応する対象期間ごとに、合計10億円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額（取得価額）と追加拠出される信託金の合計額は、対象期間ごとに10億円の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

（3）取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の上限

本制度による報酬は、当社の持続的な成長と中長期の企業価値向上へのインセンティブを主眼として対象期間を通じた業績目標の達成度等に応じて当社株式等の交付等を行う「業績連動部分」と、株主の皆様との利害共有を図るべく在任中の株式保有を推進することを主眼として一定数の当社株式等の交付等を行う「非業績連動部分」から構成されます。

取締役等は、各本信託につき、対象期間中の最初の7月1日に、役位ごとに定められる基準ポイントのうち50%を「業績連動部分」、残りの50%を「非業績連動部分」として分けて付与されます。

対象期間経過後の一定時期に受益者要件を充足する者には、以下の算定方法に従って、「業績連動部分」および「非業績連動部分」それぞれの基準ポイント数を株式交付ポイントに転換し、当該株式交付ポイント数の合計に応じた当社株式等の交付等が行われます。

「業績連動部分」は、対象期間経過後に、対象期間中の在任期間に応じた係数および対象期間を通じた業績目標の達成度等に応じた業績連動係数を乗じることによって株式交付ポイントに転換します。また、業績連動係数は、業績目標の達成度等に応じて0～200%の範囲で変動し、その業績目標の達成度等を評価する上での指標は、TSRの対TOPIX成長率、連結ネットD/Eレシオ等とします。

「非業績連動部分」は、対象期間経過後に、対象期間中の在任期間に応じた係数を乗じることによって株式交付ポイントに転換します。

ただし、信託期間中に死亡または国内非居住者となった取締役等には、速やかに、予め定める算定方法に従い、対象期間中の在任期間や死亡日または国内非居住者となることが決定した日の前月までの業績目標の達成度等に応じて基準ポイント数を株式交付ポイントに転換します。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数（換価処分の対象となる株式数を含む）を調整します。

各本信託で取締役等に付与される株式交付ポイントの総数は、3事業年度を対象期間として、対象期間ごとに70万ポイントを上限とします。

（4）取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役等は、対象期間経過後に、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から上記（3）に基づき算出される株式交付ポイント数に相当する当社株式等の交付等を受けるものとします。このと

き、当該取締役等は、当該株式交付ポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの株式交付ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価処分した上で、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、信託期間中に受益者要件を満たす取締役等が国内非居住者となることが決定した場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、国内非居住者になることが決定した後に算定される株式交付ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

信託期間中に受益者要件を満たす取締役等が死亡した場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、当該取締役等の相続人は、死亡後に算定される株式交付ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(5) 当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 当社株式に係る剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用等に充てられます。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

(ご参考)

なお、当社は、当社グループの中核事業会社（コスモ石油株式会社、コスモ石油マーケティング株式会社およびコスモエネルギー開発株式会社）の取締役（社外取締役および国内非居住者を除く。）についても引き続き本制度の対象として同一の信託を使用いたします。

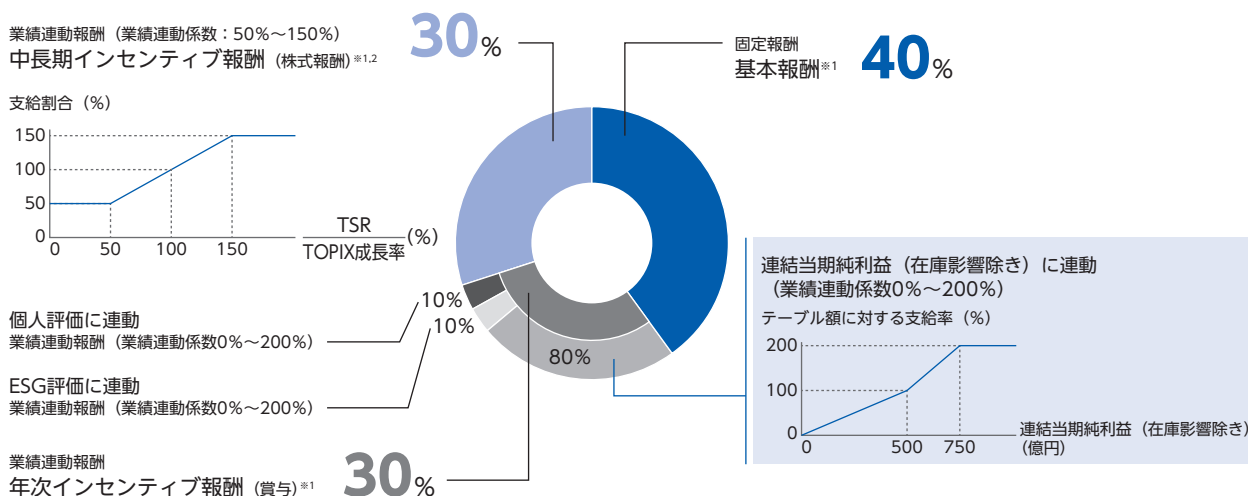
以 上

(ご参考)

■役員報酬体系

- 7次中計で公表した株主還元方針との整合性の観点から、業績評価の基準を連結当期純利益（在庫影響除き）としております。
- 2022年度よりESG目標への取り組み評価を報酬に反映しております。
指標となるESG目標については、7次中計におけるマテリアリティのKPIと連動いたします。

役員報酬制度体制図（例）



※1 基本報酬、年次インセンティブ報酬、中長期インセンティブ報酬の構成比率は役位によって異なる。

※2 2023～2025年度の相対TSR（対TOPIX成長率）および連結ネットD/Eレシオに連動。